

道路工事施行承認申請に当たって

1 開口部の幅、歩道の切り下げについて

歩道の切り下げ、ガードレール撤去等の工事を行う場合は、道路法第24条の規定による道路工事施行承認申請が必要となります。

工事費用については、道路法第57条の規定により、申請者の負担となります。

2 出入口の設置場所等の承認基準について

出入口の設置については、以下に掲げる制限があるので、留意してください。

(1) 出入口の設置場所は、隣接敷地との境界から4メートル以上、既存の出入口から8メートル以上の間隔を保って設置すること。

また、出入口の設置箇所は、同一路線に1箇所とすること。

ただし、交通処理上等の理由から特に必要と認められる場合であって、相互の間隔を原則として8m以上を確保できるときは2箇所とすることができる。

なお、不要となった出入口は、歩車道境界ブロックで閉鎖すること。

(2) 原則として次に掲げる場所以外であって、道路交通上最も支障が少ないと認められる場所とすること。

- ① 道路の交差部、接続部又は屈曲部から5メートル以内の部分
- ② 横断歩道（停止線）から5メートル以内の部分
- ③ バス停留所から10メートル以内の部分及びバス停車帯の部分
- ④ 消防用施設の設置場所から5メートル以内の部分
- ⑤ 火災報知器の設置場所から1メートル以内の部分
- ⑥ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5メートル以内の部分
- ⑦ やむを得ない場合を除き、街路樹、大型標識、道路照明灯その他道路施設の移設が生じない場所に設置すること。
- ⑧ その他道路管理及び交通安全上支障があると認められる部分

(3) やむを得ない理由によって道路施設等の移設を行う場合は、その費用についても申請者の負担となるので留意すること。

なお、出入口の設置により、既存の占有物件の移設が必要となる場合は、当該移設についての占有者の同意書を添付すること。

(4) 出入口（開口部）の幅は、歩行者等の安全を確保するため、通行に必要な最小限とし、上限は原則として別表によることとする。

別表

自動車 の 区 分			開口部の幅
小型自動車	長 さ	4. 7 m以下	4. 2 m以下
	幅	1. 7 m以下	
	最小回転半径	6. 0 m以下	
大型自動車	長 さ	4. 7 m超～12. 0 m以下	8. 0 m以下
	幅	1. 7 m超～ 2. 5 m以下	
	最小回転半径	6. 0 m超～12. 0 m以下	

*1 上表により難しい場合については、個別に軌跡図に基づき必要最小限の開口部の幅（最大値12.0m）とする。

*2 小型自動車欄を適用する場合には、以下の条件を満たす場合に限り、隅切り部として、開口部の片側1mの範囲内で加算することができる。

- ① 追突事故を防止する等円滑な道路交通を確保するためにやむを得ない場合
- ② 不特定多数の車両の出入が想定され、道路構造物の損傷を防止するため必要があると認められる場合。

3 補強舗装、側溝入替等について

一般の歩道部と出入口では、舗装厚、側溝の壁厚、側溝蓋厚の相違があるため、以下に掲げる補強等が必要となります。

(1) 自動車の出入口を新設する場合

開口幅と影響範囲（両側のすり付け部分0.6mずつ計1.2m）を補強舗装すること。

また、側溝が出入口用になっていない場合は、出入口用に入れ替えること。

出入口両端部の縁石は自動車の接触により損傷を受けやすいため、エプロン一体型にして外れにくいようにすること。

(2) 公共用又は営業用の目的で大型車及び多数の自動車を通行させる出入口の場合

側溝をボックスカルバートに入れ替え、自動車の歩道内へのはみ出しを防止するための施設（車止め、さく等）を敷地内に設置すること。

4 付加車線の設置について

1日当たりの自動車交通量が10,000台を超える道路に面して大規模な工場、市場、トラック・ターミナル、流通センター、住宅団地その他これらに類する施設への出入口を設置する場合で、当該出入口の設置により道路交通に著しい支障を与える恐れがあると認められるときは、付加車線を設置すること。

5 出入口を廃止する場合には、道路工事施行承認申請による承認を受けた上で、現状に回復すること。

6 事前相談について

建築確認申請の前（建築計画の段階）に相談するようにしてください。

事前相談に来られる場合は、現地を調査の上、次のものを用意してください。

- (1) 現況平面図（現況のガードレール、側溝（*）、植樹帯、集水桝、標識、横断歩道、交差点、既設開口幅等の寸法を記入したもの）
- (2) 土地利用計画図（用途、建物配置、駐車スペース、普通車・大型車の別を記入したもの）
- (3) 写真（道路側前面から全体及び歩道を横側から撮影したもの、側溝蓋の厚さなど道路構造物がわかるもの）

7 申請について

道路工事施行承認申請書の記入要領に留意するとともに、道路工事施行承認申請書（記入例）を参照してください。

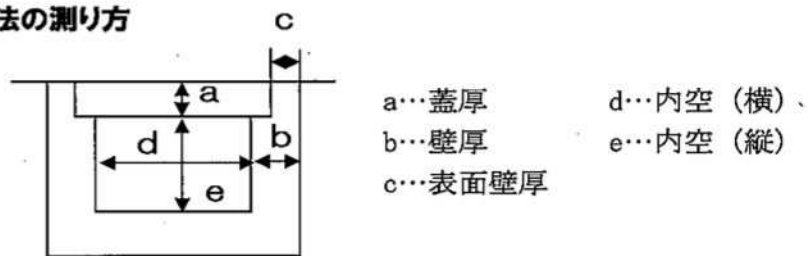
添付図書については3部提出してください。（軌跡図も必要に応じて提出）

平面図、縦断図及び横断図の比較（現況と計画）できるものを作成してください。

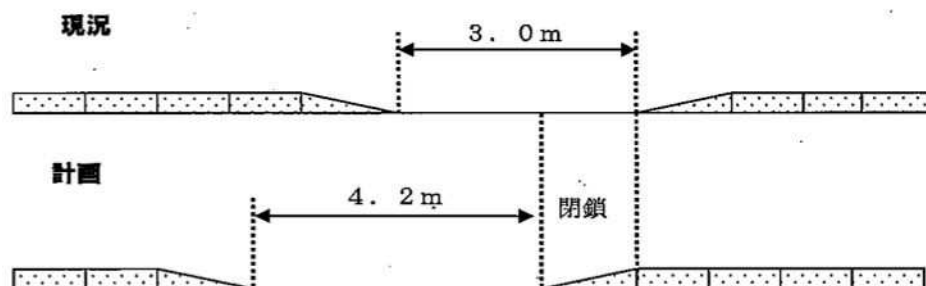
8 その他

道路工事施行承認は、出入口についての独占的な使用権を設定するものではないので、歩行者等の通行の妨害とならないよう十分に留意してください。

*側溝寸法の測り方



*歩車道境界ブロック切り下げ参考図



問い合わせ先

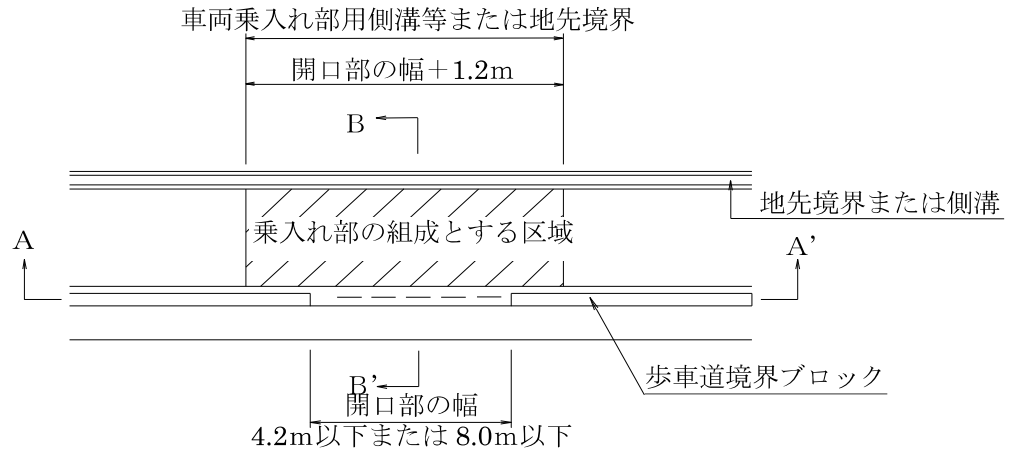
埼玉県熊谷県土整備事務所 管理担当

郵便番号 360-0031 熊谷市新堀500

電話 048-530-8778 F A X 048-530-1470

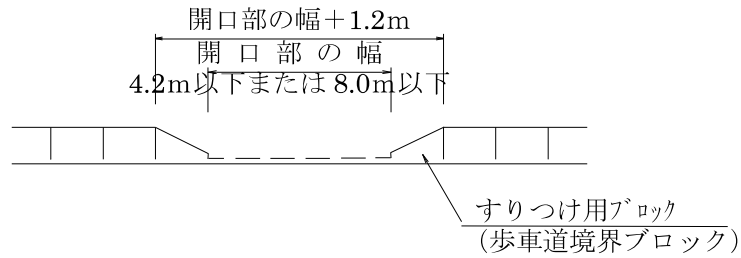
1) セミフラット型（標準歩道高さ5cm）、フラット型

平面図



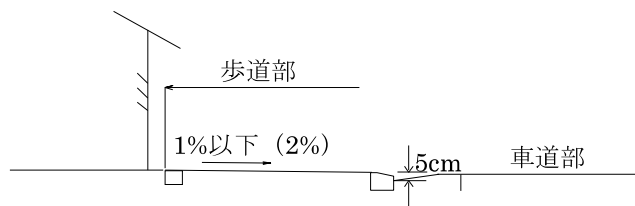
注) 破線部はセミフラット型における切下げブロックである。

A-A'断面図



なお、沿道状況により、すりつけブロックに端末用（R形状）ブロックを使用することもできる。

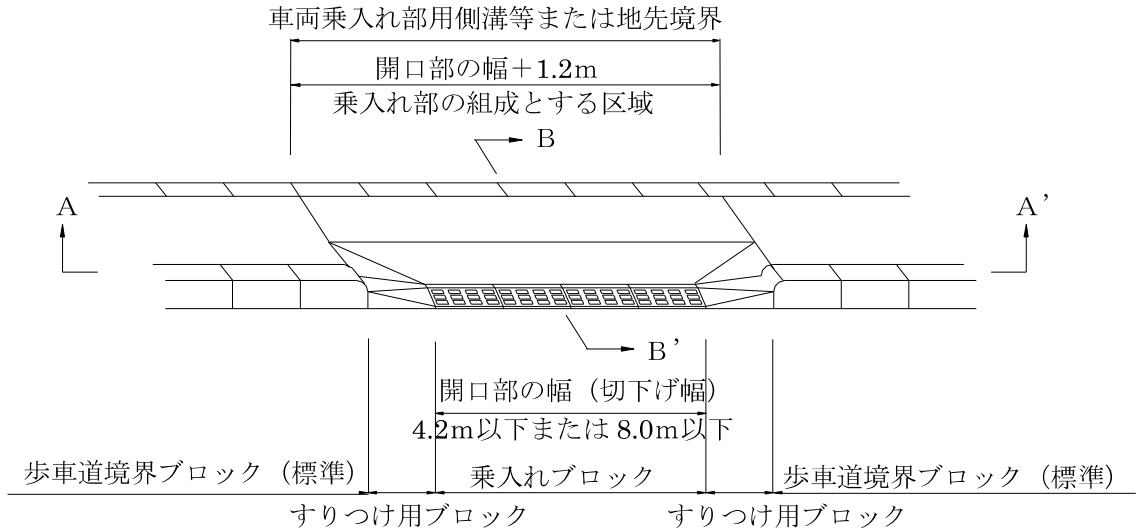
B-B'断面図（セミフラット型）



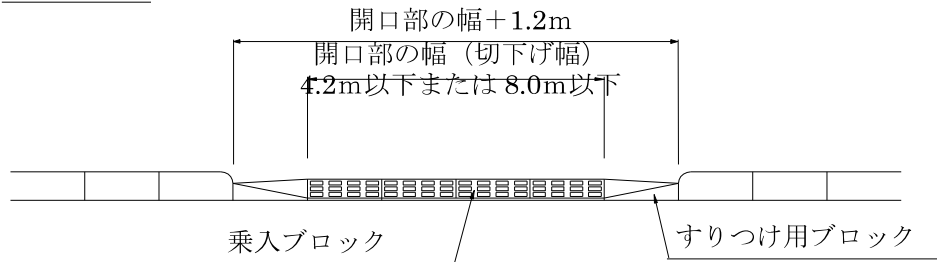
注) 透水性舗装を適用しない箇所や、曲線部等特別な理由がある場合においては、() 内以下の勾配とすることができる。

2) マウントアップ型

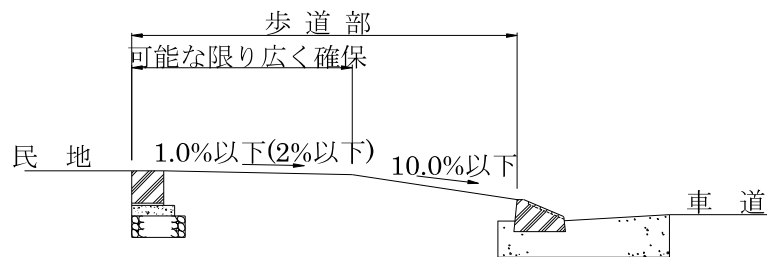
平面図



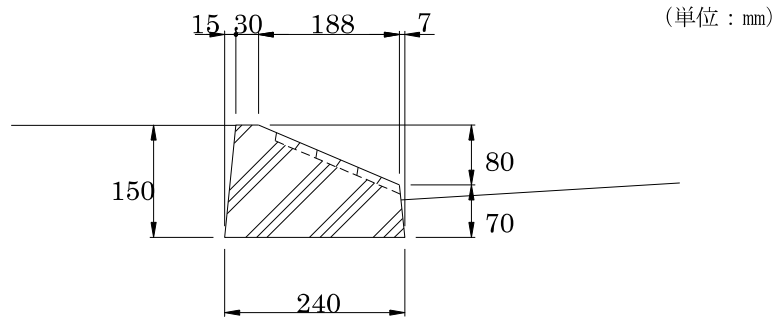
A-A' 断面図



B-B' 断面図



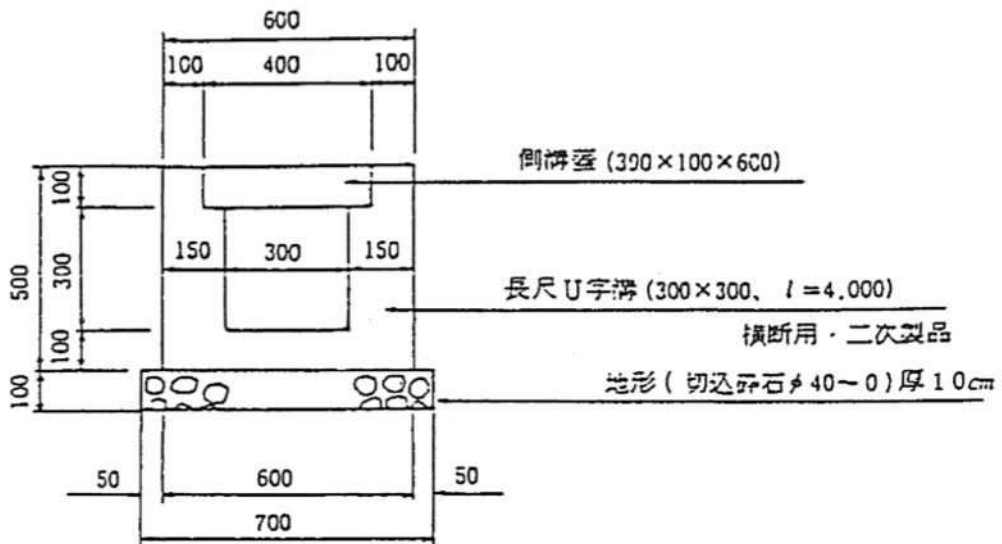
注) すりつけ横断勾配は乗入れブロックを用いない場合は、15%以下とする。



注)「道路の移動等円滑化整備ガイドライン (P.70)」による特殊縁石は、自転車の転倒事例が多いことから、採用に当たっては十分留意すること。

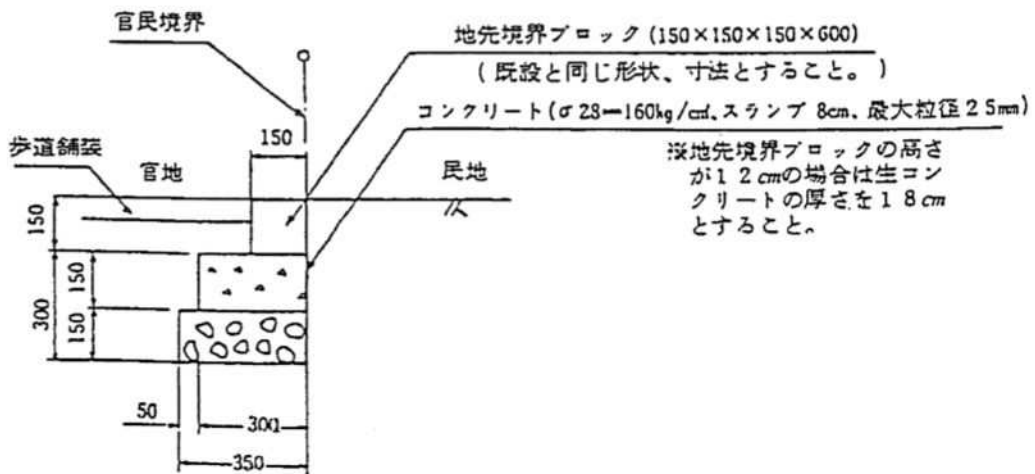
〔1〕 出入口側溝構造図

S=1/20



〔2〕 出入口地先境界構造図

S=1/20



歩道

ア 一般部（仮復旧の舗装厚は全て 3cm）

（単位 c m）

種 類	表層		クッション層	路盤	砂層	計
	アスファルト混合物	平板、ブロック等		再生切込碎石 (RC=40)		
透水性舗装	4	-	-	10	10	24
アスファルト舗装	3	-	-	10	-	13
コンクリート (カラー) 平板舗装	-	6	3	10	-	19
インターロッキングブロック舗装	-	6	3	10	-	19

注) クッション層に使用する材料は、砂（再生）または空練りモルタルとし、地盤の状況に応じて不陸の発生する状況を抑える材料を使用すること。

イ 車両乗り入れ部（仮復旧の舗装厚は全て 3cm）

（ア）アスファルト舗装

（単位 c m）

車種別区分	アスファルト厚	路盤厚	合計厚
乗用、小型貨物自動車等（2t 程度）	5	25	30
普通貨物、大型貨物自動車等（6.5t 以下）	10(5+5)	25	35
大型貨物自動車（6.5t をこえるもの）	15(5+10)	30	45

注1) セミトレーラ連結車等、これにより難い場合は別途検討すること。

注2) アスファルト厚の () 内は（表層+基層）を表している。

（イ）コンクリート（カラー）平板舗装

（単位 c m）

車種別区分	ブロック厚	モルタル厚	上層路盤	下層路盤	合計厚
乗用、小型貨物自動車等（2t 程度）	6	3	10	15	34
普通貨物、大型貨物自動車等（6.5t 以下）	6	3	15	25	49
大型貨物自動車（6.5t をこえるもの）	6	3	30	30	69

注1) セミトレーラ連結車等、これにより難い場合は別途検討すること。

（ウ）インターロッキングブロック舗装

（単位 c m）

車種別区分	ブロック厚	モルタル厚	上層路盤	下層路盤	合計厚
乗用、小型貨物自動車等（2t 程度）	8	3	10	15	36
普通貨物、大型貨物自動車等（6.5t 以下）	8	3	15	25	51
大型貨物自動車（6.5t をこえるもの）	8	3	30	30	71

注1) セミトレーラ連結車等、これにより難い場合は別途検討すること。

※ 該当しない特殊な舗装等の復旧は、埼玉県道路設計基準等に基づく適切な復旧組成を決定するものとする。

※ 道路を施行前と同等の機能構造に回復させるための舗装の復旧部分は、掘削又は仮復旧部分を、図1に示す形態により、復旧させるものとする。

ただし、掘削又は仮復旧部分が車道外側線の外側等で車道部に影響がない場合の道路の復旧については、上記にかかわらず、車道外側線の外側のみで復旧を支持することができる。

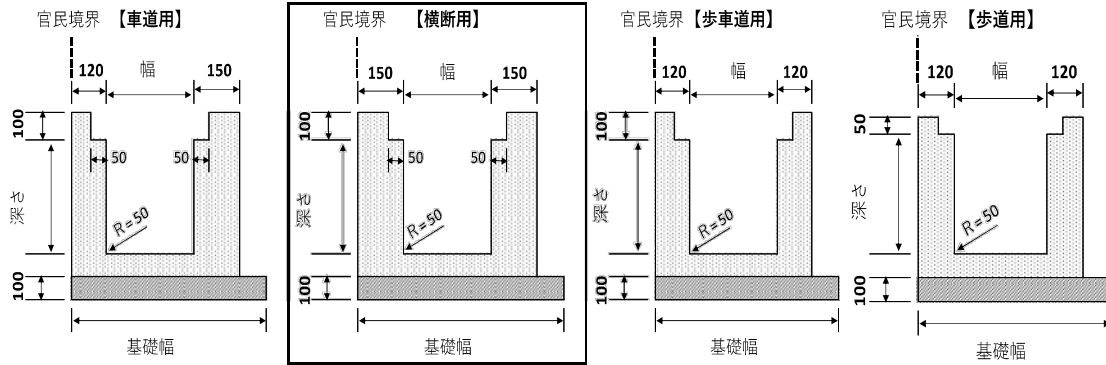
また、歩道の復旧については、図2、図3に示す形態により復旧させるものとする。

なお、占用工事の施行により道路の構造に影響を与えている場合は、上記の復旧箇所に加えて、当該影響を与えた部分の全部を復旧させるものとする。

また、復旧の施行端から舗装絶縁線までの距離が1.2m未満の場合は、当該部分を復旧させるものとする。

歩道 車両乗り入れ部（アスファルト舗装組成等）

車種別区別	表層・基層		路盤	合計厚	側溝等
	表層	密粒度アスコン	再生切込碎石 (RC-40)		
乗用、小型貨物自動車等 (2 t程度、4.2 m)	表層	5 c m	25 c m	30 c m	横断用側溝
普通貨物、大型貨物自動車等 (6.5 t以下、6.0 m)	表層	5 c m	25 c m	35 c m	横断用側溝
大型貨物自動車 (6.5 t超、8.0 m以上)	表層	5 c m	30 c m	45 c m	ボックスカルバート (スリット側溝)
	基層	粗粒度アスコン			
	基層	5 c m + 5 c m			



長尺U型側溝標準図

- 注1) 官民境界に設置する場合は、現場状況を考慮して基礎幅を決定すること。
- 注2) 基礎材料は原則として再生切込碎石 (RC-40) を使用すること。
- 注3) 交通量が多い箇所に設置する場合や地盤条件に応じて、基礎コンクリートの設置を検討すること。

ボックスカルバート

